



2025年3月26日

各位

会社名 株式会社セキチュー
代表者名 代表取締役社長 関口 忠弘
(スタンダード・コード 9976)
問合せ先 取締役執行役員経営企画室長
兼管理部長 銅島 賢
(TEL. 027-345-1111)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年3月26日開催の取締役会において、当社の従業員が中長期的な企業価値向上に取り組むためのインセンティブとして、セキチュー従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与（以下「本制度」といいます。）する制度を導入することを決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社が今回導入する本制度は、本持株会に加入する当社の従業員のうち、本制度に同意する者（以下「対象従業員」といいます。）に対し、本持株会を通じた当社が発行又は処分する譲渡制限付株式（普通株式）の取得機会を提供することによって、対象従業員の資産形成の一助とすることに加え、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象従業員が当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

2. 本制度の概要

本制度においては、本持株会に加入資格のある対象従業員に対し、本制度に同意することを条件として、当社から譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給されます。対象従業員が本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

なお、本制度では野村證券が提供する「従業員向け譲渡制限付株式インセンティブ制度」（持株会RS）を導入する予定です。現時点において、本制度に基づき本持株会に対する新株式の発行又は自己株式の処分に関して、払込金額の総額として合理的に見込まれる額は最大1億円となります。今後、具体的な内容が決定しましたら、速やかにお知らせいたします。

以上